

## 植物防疫法施行規則及び関係告示の一部改正案等に関する意見・情報の募集について

平成31年4月5日  
農林水産省消費・安全局

この度、「植物防疫法施行規則及び関係告示の一部改正案等」について、広く国民の皆様から意見・情報を募集いたします。

今後、本案については、提出いただいた意見・情報を考慮した上で決定することとしています。

なお、提出いただいた意見に対して、個別の回答は致しかねますので、あらかじめご了承ください。

### 記

#### 1. 意見公募の趣旨

本件について、広く国民の皆様から意見・情報を募集し、提出していただいた意見・情報を考慮した上で、省令の改正及び告示の内容を決定することを目的として行うものです。

#### 2. 意見公募の対象となる案及び関連資料の入手方法

- (1) 農林水産省消費・安全局植物防疫課において配布
- (2) 電子政府の総合窓口（e-Gov）（<http://www.e-gov.go.jp/>）の「パブリックコメント」欄に掲載（農林水産省ホームページにあるリンクからアクセスが可能）

#### 3. 意見・情報の提出方法

- (1) 電子政府の総合窓口（e-Gov）（[http://www.e-gov.go.jp](http://www.e-gov.go.jp/)）の意見提出フォームを使用する場合

「パブリックコメント：意見募集中案件詳細画面」の意見提出フォームへのボタンをクリックし、「パブリックコメント：意見提出フォーム」より提出を行ってください。

- (2) 郵送による提出

以下担当まで送付してください。

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1  
農林水産省消費・安全局植物防疫課宛

- (3) ファクシミリによる提出

以下担当まで送付してください。

FAX番号：03-3502-3386

農林水産省消費・安全局植物防疫課宛

#### 4. 意見・情報の提出上の注意

提出される意見・情報は、日本語に限ります。

電話での意見・情報はお受けしませんのでご了承願います。

提出に当たっては、氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記してください。ご記入いただいた個人情報、提出意見・情報の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。

また、これらの情報は意見・情報の内容に応じ、農林水産省内の関係部署、関係府省等に転送することがあります。

なお、氏名（法人又は団体の場合は名称）については、意見の内容とともに公表させていただく可能性がありますので、ご承知おきください。公表の際に匿名を希望される場合は、意見提出時にその旨をお書き添えください。

#### 5. 意見・情報の提出の締切日

平成31年5月4日（郵送の場合も締切日必着とします。）

#### 6. 公示資料

（1）検疫有害動植物及び輸入検疫措置対象の見直しの概要

（2）植物防疫法施行規則の一部を改正する省令（案）新旧対照条文

（3）南アフリカ共和国産バレンシア種、ワシントンネーブル種、トマンゴ種、プロテア種のスイートオレンジ、レモン、グレープフルーツ及びクレメンティンの生果実並びにスワジランド産のバレンシア種、ワシントンネーブル種、トマンゴ種、プロテア種のスイートオレンジ、グレープフルーツ及びクレメンティンの生果実に係る農林水産大臣が定める基準の一部を改正する件（案）新旧対照条文

（4）南アフリカ共和国産バーリンカ種のぶどうの生果実に係る農林水産大臣が定める基準の一部を改正する件（案）新旧対照条文

（5）アルゼンチンから発送されるグレープフルーツ、スイートオレンジ（バレンシア種、サルスティアーナ種、ラネラーテ種及びワシントンネーブル種のものに限る。）、レモン、エレンデール、クレメンティン、ノバ及びマーコットの生果実に係る農林水産大臣が定める基準の一部を改正する件（案）新旧対照条文